



## 空き家バンク媒介に関する協定の締結

問合せ 政策課  
☎ (43) 1111 内線 242

4月22日(月)幸手市役所において、幸手市空き家バンク媒介に関する協定の締結式を行いました。幸手市では、少子高齢化の進行に伴い、増加している市内の空き家の有効活用を通し、移住・定住促進および地域の活性化を図るため、空き家登録制度(以下「幸手市空き家バンク」という。)を実施することになりました。

この空き家を登録するに際して、不動産に精通されている宅地建物取引業者に空き家バンクへの登録に支障があるかどうか調査してもらい、支障がない場合には、幸手市空き家バンクに登録します。その後は、空き家物件所有者と媒介契約を締結し、空き家物件を市のホームページなどで公開し、利用希望者があった場合に交渉・契約締結を行うものです。

物件調査などをする業者の選定を公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部に依頼するため本協定を締結しました。



▲左から、三牧理事、堀野支部長、渡辺市長、宮澤理事

## いつものお いつもの水に 日々感謝 6月1日~7日は「水道週間」です



水道はいつも私たちの身近にあり、炊事に洗濯に入浴にと当たり前のように使用しています。普段何気なく使っている水道ですが、水道がなくなったら私たちの生活は成り立ちません。

この水道週間に、市民のみなさん一人ひとりが水という資源の大切さ、水道というライフラインの重要性について改めて考えてみましょう。

### ○水質について

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色・濁り・残留塩素(一定以上必要とする塩素濃度)について毎日1回、そのほか水道法で定められた項目については毎月1回(9項目)および年4回(51項目)の水質検査を行っています。検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご使用ください。

問合せ 水道管理課 ☎ (48) 0050 ・ FAX (48) 0120

## 歯科訪問診療(往診)を行っています

通院困難な状態にある人などへの訪問診療を実施しています。歯科医師のご紹介や、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ご利用ください。  
※下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。

### 【相談窓口】

○大宮歯科医院 ☎ (43) 0485  
○健康増進課 ☎ (42) 8421  
※詳細は、歯科医師会ホームページ (<http://www.satte-dental.jp/>) を参照してください。

### 幸手市歯科医師会 会員【50音順】

新井 歯科医院 ☎ (48) 2613	グリーン歯科医院 ☎ (44) 1750	玉木 歯科医院 ☎ (42) 8885
出井 歯科医院 ☎ (42) 0902	小林 歯科医院 ☎ (42) 8181	戸川 歯科医院 ☎ (42) 7452
岩上 歯科医院 ☎ (43) 3839	駒橋 歯科医院 ☎ (42) 0271	永井 歯科医院 ☎ (43) 5171
梅本 歯科医院 ☎ (43) 6200	小森谷 歯科医院 ☎ (43) 0888	那須 歯科医院 ☎ (43) 4570
遠藤 歯科医院 ☎ (43) 5288	昆 歯科医院 ☎ (42) 7480	堀中 歯科医院 ☎ (44) 0916
大宮 歯科医院 ☎ (43) 0485	佐伯歯科クリニック ☎ (44) 1818	みづば歯科エムズワン幸手 ☎ (40) 3283
柿沼 歯科医院 ☎ (42) 0579	さくら矯正歯科 ☎ (43) 1553	宮田 歯科医院 ☎ (43) 6333
苦瀬 歯科医院 ☎ (43) 6116	高柳 歯科医院 ☎ (42) 0270	

## 空き家等の適正な維持管理をお願いします

適正な管理ができていない空き家等の増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など住民の身体や財産、安心安全な暮らしに悪影響を及ぼします。所有者や管理者は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任で適正な管理に努めてください。



### 空き家等を放置してしまうと・・・

- ▲ 強風などで屋根や雨どい、外壁が飛ばされる
- ▲ 樹木の枝が敷地の外にはみ出す
- ▲ 火災発生や倒壊のおそれ
- ▲ 不審者の侵入
- ▲ 雑草が生い茂る・ごみの不法投棄

・・・こんなことに。

空き家等が原因となって、近隣や通行者に被害が生じた場合、所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。

問題が発生する前に、空き家等の適切な管理をお願いします。

問合せ 危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 582 FAX (43) 7656

## 動物は

### 責任を持って

### 飼いましょう



「犬のふんの処理について、知っている人には注意しにくい」「近所の人たちとの間で波風を立てたくない」という風潮があります。何も言われないから何をしてもいい。こういう気持ちでは何も変わりません。

飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。

### 【ふん害】

犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。

また、猫が他人の家の庭先でふん尿することによる問題も発生しています。自宅敷地内の決まった場所で排泄するよう、しっかりとつけをし、散歩中のふんの回収を徹底しましょう。

### 【騒音】

動物の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。無駄吠えをさせないように、しっかりとつけをしましょう。

### 【放し飼いに】

犬はつないで飼うことが義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、綱をつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。犬はつないで飼いましょう。

### 【捨て犬・捨て猫】

犬や猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。

やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

問合せ 環境課 ☎ (48) 03331

○犬に関する相談 幸手保健所 ☎ (42) 1101

○猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎ 048 (855) 0484

